

改正後	改正前
<p>第5条 事業を利用しようとする者（障がい児にあっては、保護者。<u>以下この条において「申請者」という。</u>）は、障がい者（児）日中一時支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項の申請があったときは、その内容を審査し、</u> 適当と認めるときは、<u>障がい者（児）日中一時支援事業利用決定通知書により、当該申請者（以下「事業決定者」という。）</u> に通知するものとする。</p> <p>3 <u>市長は、事業決定者の事業の支給量等を決定するものとし、前項の規定による通知を行う際に、併せて通知するものとする。この場合において、当該支給量等は、申請者の意向及び対象者の心身の状況等を勘案の上、決定するものとする。</u></p> <p>4 申請者は、<u>第2項により決定通知を受けたときは、</u> 市が事業を委託した施設等へ事業の利用を依頼するものとする。</p> <p>5 <u>市長は、第2項の審査において、事業の利用が不相当と認めるときは、障がい者（児）日中一時支援事業利用却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>（費用）</p> <p>第6条 事業に要する<u>費用額は、別表に定める額とする。ただし、入浴の提供を行ったときは1日につき400円を、送迎の提供を行ったときは片道につき540円を加算するものとする。</u></p> <p>2 事業を利用する者は、前項に掲げる<u>費用額</u>の1割相当額を負担しなければならない。</p> <p>3 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯に属する者及び生活困窮等、<u>市長が特別の事情があると認めた者が前項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、申出のあった日の翌月から当該免除</u></p>	<p>第5条 事業を利用しようとする者（障がい児にあっては、保護者）は、障がい者（児）日中一時支援事業利用申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項の申請に基づき、利用の可否を決定し、</u> 適当と認めるときは障がい者（児）日中一時支援事業利用決定通知書により、<u>不相当と認めるときは障がい者（児）日中一時支援事業利用却下通知書により、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 申請者は、<u>前項により決定通知を受けたときは、</u> 市が事業を委託した施設等へ事業の利用を依頼するものとする。</p> <p>（サービスの支給量等の決定）</p> <p>第6条 <u>支給量等は、市長が対象者等の意向及び心身の状況等を勘案して決定するものとする。</u></p> <p>（費用）</p> <p>第7条 <u>この事業に要する経費は、次のとおりとする。ただし、入浴の提供を行ったときは1日につき400円を、送迎の提供を行ったときは片道につき540円を加算する。</u></p> <p><u>(1) サービス提供時間が4時間まで 1日につき2,870円</u></p> <p><u>(2) サービス提供時間が4時間を超え6時間まで 1日につき4,790円</u></p> <p><u>(3) サービス提供時間が6時間を超えるとき 1日につき6,230円</u></p> <p>2 事業を利用する者は、前項に掲げる<u>費用</u>の1割相当額を負担しなければならない。</p> <p>3 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯に属する者及び生活困窮等<u>市長が特別の事情があると認めた者が前項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、申し出のあった日の翌日以降の利用</u></p>

改 正 後	改 正 前																								
<p>理由が消滅した日の属する月の末日までの利用に伴う負担額に限り、無料とすることができる。</p> <p>4 <u>事業を利用する日の属する年度分</u>（当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分）の市町村民税非課税世帯（世帯の範囲は、障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は住民基本台帳に基づく世帯とする。）に属する日中一時支援を受ける者又は保護者が第2項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、<u>申出</u>のあった日の翌月以降の利用に伴う負担額を無料とすることができる。</p> <p>5 及び 6 略 （決定の変更）</p> <p><u>第7条</u> <u>事業決定者がその内容を変更しようとするときは</u>、障がい者（児）日中一時支援事業変更申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、<u>その内容を審査し</u>、<u>適当と認めるときは障がい者（児）日中一時支援事業変更決定通知書により</u>、<u>不適当と認めるときは障がい者（児）日中一時支援事業変更却下通知書により</u>、<u>当該事業決定者に通知するものとする。</u></p> <p>（決定の取消し）</p> <p><u>第8条</u> 市長は、<u>事業決定者が次の各号のいずれかに該当したときは</u>、<u>決定を取り消すものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>（その他）</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p><u>別表（第6条関係）</u> 区分別費用額（1日につき）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業提供時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2時間以下</td> <td style="text-align: center;">3,600円</td> <td style="text-align: center;">1,400円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> <tr> <td>2時間を超え4時間以下</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> <td style="text-align: center;">2,870円</td> <td style="text-align: center;">1,600円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超え6時間以下</td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">4,790円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>6時間を超え8時間以下</td> <td style="text-align: center;">14,400円</td> <td style="text-align: center;">6,230円</td> <td style="text-align: center;">3,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	A	B	C	事業提供時間				2時間以下	3,600円	1,400円	800円	2時間を超え4時間以下	7,200円	2,870円	1,600円	4時間を超え6時間以下	10,800円	4,790円	2,400円	6時間を超え8時間以下	14,400円	6,230円	3,200円	<p><u>に伴う負担額から当該免除理由が消滅した日の属する月の末日までの負担額に限り</u>、<u>無料とすることができる。</u></p> <p>4 <u>当該年度分</u>（当該年度分の市町村民税が確定していない場合は、前年度分）の市町村民税非課税世帯（世帯の範囲は、障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は住民基本台帳に基づく世帯とする。）に属する日中一時支援を受ける者又は保護者が第2項に規定する負担額の免除を申し出た場合は、<u>申し出</u>のあった日の翌月以降の利用に伴う負担額を無料とすることができる。</p> <p>5 及び 6 略 （決定の変更）</p> <p><u>第8条</u> <u>事業の決定を受けた者がその内容を変更しようとするときは</u>、障がい者（児）日中一時支援事業変更申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づき、<u>変更の可否を決定し</u>、<u>適当と認めるときは障がい者（児）日中一時支援事業変更決定通知書により</u>、<u>不適当と認めるときは障がい者（児）日中一時支援事業変更却下通知書により</u>、<u>申請者に通知するものとする。</u></p> <p>（決定の取消し）</p> <p><u>第9条</u> 市長は、<u>事業の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは</u>、<u>決定を取り消すものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p><u>(6) その他市長が不適当と認めたとき。</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第10条</u> 略</p>
区分	A	B	C																						
事業提供時間																									
2時間以下	3,600円	1,400円	800円																						
2時間を超え4時間以下	7,200円	2,870円	1,600円																						
4時間を超え6時間以下	10,800円	4,790円	2,400円																						
6時間を超え8時間以下	14,400円	6,230円	3,200円																						

改正後				改正前
8時間を超えるとき	16,200円	7,000円	4,000円	

附 則
この告示は、令和4年7月1日から施行する。